

## 京都家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

### 1 日時

平成25年6月26日（水）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

内田雅子，岡田愛，草地邦晴，河野清孝，惣脇美奈子，刀禰隆司，  
内藤卓，波床将材，林隆憲，藤田信宏，松村淳子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

小野木家事部上席裁判官，谷口少年部上席裁判官，春田首席家庭裁判所調査官，山田家事首席書記官，松本少年首席書記官，坂井次席家庭裁判所調査官，柳下主任家庭裁判所調査官，田中事務局長，桑田事務局総務課長，美濃部事務局総務課課長補佐，大浦事務局総務課庶務係長

### 4 テーマ

再非行防止に効果的な教育的措置（保護的措置）の在り方

### 5 意見交換（ は委員長代理， は委員。 は裁判所からの説明）

ただいま裁判所の方から「再非行防止に効果的な教育的措置の在り方」というテーマで説明させていただきました。それでは，さっそく意見交換へ移らせていただきますが，まず今説明いたしました内容について，何か質問等はございますか。

京都府と連携した教育的措置の地域住民との対話のところですが，この対話に少年の保護者は参加しておられるのでしょうか。

保護者は参加しておりません。少年のみの参加です。

それは何か理由があるのでしょうか。

地域に与えた迷惑を考えさせるとか，そういったことを働き掛けるのは少年がメインになってくるので，少年のみの参加で足りるだろうと考えました。ただ，プログラムの参加に当たっては事前に保護者の方にも説明はしております。

家庭裁判所の教育的措置，この教育的働き掛けを要する期間というのは

大体どれぐらいのイメージなのでしょう。たとえば3か月ですとか、半年ですとか。

清掃活動の場合は天候に左右される部分もありまして、若干期間が延びることはあるのですが、早期処理の要請もありますので、調査後直近の清掃活動予定日に少年を参加させて、その活動後に感想文を担当調査官に送らせて、その内容を見た上で裁判官に報告を上げていくというような流れになっております。

家庭裁判所に少年事件が係属して、調査等を経て最終的におそらく審判というところまでだと思うのですが、実際家庭裁判所が教育的働き掛けを考えなければならない期間というのはどれぐらいのイメージでしょうか。

全体の審理期間という意味ですね。正確なデータは、今私のほうで用意してないのですが、まず調査面接をして、その後、清掃活動に参加させるとなると2か月程度かかることが多いかと思えます。

お尋ねの趣旨は、教育的措置そのものにかかる期間という意味でしょうか。

家庭裁判所での教育的措置について、実際家庭裁判所に少年事件が係属して、おそらく審判が出るまでの間ということだと思いますが、教育的働き掛けを考えなければならない期間というのが、3か月ぐらいなのか半年ぐらいなのか1年ぐらいなのかということなのですが。

家裁に係属した少年事件は、必要な照会等を行った上で、約1か月を経過した時期に少年、保護者を呼出し、面接調査を行うのが一般的です。調査結果を踏まえて、少年にふさわしい教育的措置を選択して少年等に対する動機付けを行い、参加する期日等の調整を行いますので、事件係属後、2か月を経過した頃に教育的措置に参加してもらうのが一般的と思われます。

なお、教育的措置を参加した後に振り返りの感想文を提出させ、処分内容によっては審判を行いますので、審判を受ける少年の場合は、家裁係属から事件終局までに要する期間は3か月から4か月ということになります。

最初から最後までほぼ3か月から4か月、大体真ん中のひと月過ぎたあたりのところで教育的措置相当ということになれば、そこで2、3週間の

間にそういった措置が行われる。整理させていただくとこんな形になるということによろしいでしょうか。

教育的措置の中でどうしても評価はしていかないといけないと思いますが、今回、取組そのものがまだ期間が短いということで評価は難しいという話だったのですけれど、京都は非行の再犯率が非常に高い、再補導率が高いと私自身は認識しております、その意味からいいますと、例えば今まで教育的措置を行ってきた子供たち、不処分であるとか、審判不開始の子供たちでどれぐらいの再犯率があるのかとか、あるいは再犯するまでの期間はどれぐらいなのかというデータはお持ちなのでしょうか。それがないと今回の取組を評価するのがなかなか難しいと思うのですが、そういうデータはお持ちでしょうか。

どこかデータを管理しているところがありますでしょうか。

詳細なデータはとっておりません。ただ効果的な保護的措置、教育的措置なのかを考える上で、必要に応じてデータをとってしまして、一昨年万引き被害を考える講習で、どのぐらいの再犯率があるかを調べたことはございます。比較のための統計をどこにとるのかということですが、平成22年度の犯罪白書ですと再非行少年率が31.3%と記載されておまして、万引き被害を考える講習を受講した少年がどのぐらい再犯をしているのかというのを過去にさかのぼってデータをとったところ、大体18%ぐらいで、通常の全国平均よりは少ないけれどもやっぱり再犯している少年も一定数いるというような結果が出ております。

今の再犯率の問題ですけれど、再犯するまでの平均的な期間といたたらおかしいですけど、この取り組みがどの時点まで経過を見ていくのかというのがなかなか難しいかと思うんですけど、そういう統計のとり方というのはあるでしょうか。

そのような統計はとっておりません。

実際にはなかなか難しい点があるのかなという気はいたします。要するに長期間になればなるほど他の要因が入ってまいりますから、その教育的措置によってどうなったのかということが言えるのかどうかという問題も絡んでくるので、なかなか難しくなるのかなと、個人的意見ですけどそ

う思います。

この3月まで、私は京都府の家庭支援総合センターというところにおりまして、そこに非行少年等の立ち直り支援チームというのを昨年度設置しまして、それと連携して取り組んでいただいている事業かなと思っております。その事業の中で私自身も先ほど子供たちのレポートというか、その事業に取り組んだ後の声というのを聞かせていただいている中で、確かに一定の効果があるのかなと思うのですが、それを将来にわたってどういふふうに評価していくのかというのが非常に難しいかなと思いましたが、先ほどの質問をさせていただきました。

非行が進んでいる、進んでないという判断のところですけど、どのあたりで非行性の程度の判断をされているのか、また、この取組では非行性がほとんど進んでいないお子さんを対象にしておられるということによろしいでしょうか。

一般的には重大な事件を起こしている子というのは非行性が進んでいることが多いと思います。手口や、非行に関わったいきさつなど、非行の態様から見て非行性が進んでいる、進んでいないといったことを判断することが多いかと思います。また、警察での捜査の対象にはなっていないけれども、いろんな問題行動を頻発しているというような少年もいますので、係属している事件だけではなく、実際どのような生活をしているのかそういったことも踏まえて非行性が進んでいるかどうか判断しています。この清掃活動など地域社会と結びついた教育的措置を実施している少年は、非行性がそれほど進んでない少年を対象にしております。

今の点に関わるのですが、飽くまでも教育的措置というのは不処分と決定した少年に対して行うのではなくて、教育的措置を行って、その効果を見た上で最終的に不処分とかを決めるという、順番としてはそういうことによろしいですか。

そのとおりです。

そうすると、不処分とかになりそうな少年を見越して行うということによろしいですか。

ある程度そのようなことを見越した上で、最終的には保護的措置の効果

を見た上で判断していくというような流れです。

先ほどの話からすると、非行が進んでいると思われる人は、今、紹介されていたような保護的措置の対象からはそもそも外れるということになるのですね。

先ほど報告のありました対話のケースというものは大変興味深く聞かせていただきました。それで、その対話を行う場に裁判所はどのように関与されていたのか、それとこうした対話ケース、これはどれくらい行われてきているのかという点を質問させていただきます。

プログラム自体は、府の方で主催していただいた形ですが、少年の問題などを把握しているのは裁判所の方なので、プログラムを作るに当たっては裁判所の方である程度流れを考えさせていただいて、実際の対話の場面でも、家庭裁判所の職員が同席し、進行にも家庭裁判所が関わっています。このような取組は初めてで機会があればまた実施してみたいという考えはあるのですが、その後は地域住民との対話というようなことは具体化しておりません。

罪名的には何か限定しているようなことはあるのでしょうか。特に予定しておられないですかね。

特に予定しておりません。

他に質問等はございますか。よろしければ、意見交換に移らせていただきたいと思えます。本日御意見をいただきたい事項といたしましては、先ほどの説明の最後に挙げておりましたけれども、再非行防止に効果的な教育的措置について、それから地域社会の力を活用した教育的措置の在り方と、この2点について考えております。

まずは、再非行防止に効果的な教育的措置、この点について御意見をいただければと思えます。

先ほどの報告を聞いておまして、結局非行というものの原因は何かみたいになるのですが、非行というのを何とかしようということになると、やはり内省を促す。それからここでは地域の人たち、あるいは地域社会との接触というのですか、交わりというのですか、それを大切にということですが、非行の根源というものは内省の力がなかったり、社会の人とのいい

接触がなかったりというところに原因を考えたらよろしいのでしょうか。最初の社会は家庭かなとか思いながら家庭を重点的に考えてしまうのですが、実際に接しておられる調査官の方はそのあたりをどのように思われますか。

確かに非行の原因が何かということをおある程度つかんでいなければ教育的措置の方針すらつかめないということはございますので、何らかの形で類型化というか、こんなような形でというものつかんでおられれば、まず調査官の方から説明いただけますでしょうか。

御指摘のとおり、要因はいろいろございまして、知的な問題があったり、生物学的に例えば障害を抱えていて、それが何らかの形で非行に影響していると考えられるケースもあります。家庭もとても重要で、家庭で夫婦がごたごたするたびに問題行動を起こすというような少年も確かにおります。そういったことで、「自分は何でこんな目に遭わなければいけないのか。」と被害感がとても強い少年もいますので、そういったあたりのもきちんと踏まえた上でないと、「あなたはただ地域に迷惑をかけてるから、きちんと被害を回復しなさい。」と一方的に言っても、なかなか入っていかないということも多くあるかと思えます。ただ、非行性がそこまで進んでない少年について言うと個別的な働きかけももちろん重要ですが、それに加えて社会に与えた迷惑などプラスアルファの部分で考えさせることが非行の抑止につながっていくこともあるのではないかと考えております。

少年のリスク要因は様々ですが、自尊感情の乏しさ、社会性の乏しさ、対人コミュニケーション能力の不足、親子関係の問題などがあげられると思います。一方、家庭裁判所における少年の処遇は、少年の改善だけが目的ではなく、被害者や社会に与えた影響を認識させ、責任を取らせるという社会的要請への配慮が必要です。教育的措置を検討する場合は、少年のリスク要因を踏まえつつ、この二つの処遇ニーズ、すなわち、少年の能力開発と少年の責任という点を考慮して処遇を選択することになります。地域清掃活動の場合は、ボランティア活動を通じて自尊感情や社会性を高めるといった少年の能力開発とポイ捨て等の迷惑行為による清掃の体験を通じ

て、少年の非行の責任を自覚させるという二つの効果を狙っています。

先ほど御説明をさせていただきましたように、さまざまな要因が重なって非行は起きています。やはり家庭の要因というのはどのケースでも多かれ少なかれあります。今、話のありました自尊感情が低いというのは、いかに自分が大事にされているかとか自分は存在意義がどれくらいあるのかというような感覚というか、認識や自覚みたいなものですが、そういうものが主には家庭の中でどれくらい育っているかとか、そういうことにもよってくると思います。やはり家庭環境が非常に複雑で劣悪であればあるほど少年の抱えている問題は大きくなっていきます。そういう場合には初めに御説明いたしましたように、保護処分としてさまざまな専門的な教育、少年院であればそこに収容して集中的に教育する。病気であれば入院治療みたいなものですね。保護観察であれば普通の生活をしながらですが、保護司さん、あるいは保護観察官という専門家が定期的に少年や保護者に働き掛け、そして家庭の環境の調整も行う。総合的に見て非行性といいましょうか、再犯の危険性の高い少年については保護処分に早く移行してそこで専門的な働きかけをしてもらう。自尊感情が十分でなかったり、あるいは家庭環境としては形の上ではある程度整っているけれども本人のわがままの範疇に入るとでも言ったらいいのかもしれませんが、そういうレベルでの非行を犯したような少年に対しては、そのことを気づかせたり、その部分に手当てするということがこの清掃活動等の一つの意義だと思えます。そのときに今の子供たちはコミュニケーションとか、言語での理解というものが必ずしも高くありませんので、こういう体験を通してその中で肌で感じ、その中に「ありがとう」という言葉などがあれば、自分はこういう事をして人から役に立つ存在だというふうに感じられたということで、体験を主たる方法としてこういう措置を行っているということになります。そういう体験が本人の中にある程度入っていけるレベルの、比較的非行性の軽い少年たちをここに当てはめているということになります。

今、家庭裁判所の方が捉えております非行の原因とそれに基づいてどういうふうな働きかけをすればいいのかということで、いろいろなメニューをそろえてやっているというようなことを説明させていただいたのですが、

これを受けて何か御意見はございますか。

先ほどからの御報告をいただきながら、家庭裁判所が非行の防止のためにどこまで立ち入ることができるのか、あるいは社会全体でどこまで役割を果たしていただけるのかという問題については、極めて根深い要因があるだけに、家庭裁判所だけではどうしてもない部分というのがたくさんあるのではないかと思います。先ほど京都府と連携した教育的措置の清掃活動の感想文を紹介していただきました。その感想文を見ておきますと、何も非行を行った少年の感想ではないような感想ばかりが上がっており、普通にボランティア活動の清掃活動をした小中学生がこんな感想文を書いている感覚を持ちました。恐らく非行をした、もちろん非行をした内容なりあるいは程度にもよると思うのですけれども、感想文を書けない、あるいは書いてもここには載せていただけないような内容、例えば自分が悪いんじゃないくて親が悪いんだとか社会が悪いんだとかいう、いわば責任転嫁の感覚を持ったり、あるいは自分は運が悪くて警察に捕まってしまったんだとか、そういうふうなほかにもいっぱい同じ事をやっているのがいるのに自分だけが捕まったとか、不運だったんだというふうな感覚を持ってしまうと、こういう感想文は書けないはずですね。そうしてみますと、先ほど報告の中であった病的な問題を抱えた子供については、もちろん専門の医学的な治療などをしなければいけませんが、そうでないような子供たちを再非行防止を行うとなってくると、恐らく原因になる要素が非常に根深いところにあることを調査官の方は感じていらっしゃる、そこまでは自分たちでは立ち入れないといったような感想を持たれるようなケースも起こるのではないかと思います。問題は心の問題ですから、人に迷惑をかけないという大前提、社会的なコンセンサスをいろんな形で矯正していかないことにはこうした問題は根本的な解決にはならないし、そういうことをしようとする家庭裁判所としての限界があるということは感じます。非行少年をどうやって更生させるかという現実の目の前の問題を解決しようとされる家庭裁判所の御努力は大変なものがあることは、社会全体としては感謝して受けとめさせていただくわけですが、こうした心の問題なんかになってまいりますと社会全体のこと、行政にかかわらずいろんな業界

を横断的に総括するような問題を解決する方向を見出さないことには、単に非行を行った少年の再非行防止に一生懸命になっていくというだけではイタチごっこといえますか、追っかけごっこになってしまってモグラの頭たたきじゃありませんけれども、そういうことだけに必死になっていってしまうという感覚を持ちます。そこについてどのような方法があるだろうかということになりますと本当に社会全体問題として捉えなければいけないと感じました。

いろいろなお話しを伺っている中で感じましたのは、保護観察であるとか少年院送致であるとか児童自立支援施設送致と、これも言ってみれば再犯防止のためのプログラムを受ける機関になるところなんですね。今、議論になっています教育的措置というところの部分、いわゆる不処分であるとか審判不開始というところの部分はどちらかという自分で万引きをしたりというのではなくて、周りの雰囲気に乗せられて万引きを繰り返してしまっているとかというような、どちらかという地域の中で本人が内省をして、きちっと目覚めることによって繰り返すことがないようにできるような子供たちのことを指していらっしゃるのかなというふうに思っております。そういう意味では他の処分という形のところの部分の議論と、それから今、意見という形で求められている教育的措置の部分と少し切り離れたほうが意見をしやすいのかなと今お話を伺って感じたところです。先ほどの御説明の中でもありましたように教育的措置というのは、審判が決まるまでの間に一定の教育的な事をやって不処分もしくは不開始というところでやっていこうというのが、教育的措置ということであるならば、効果的かどうかはわからないのですけれども、私ども児童相談所のところでグループ、同じグループ、非行少年グループといいますが、その同じグループで同じ活動をするのがいいのか、あるいはグループを分けて一人一人違う所に分けてそういう教育的措置をするのがいいのかというのはちょっと考えてみてもいいのかなと思うのです。どちらがいいのかというのはわからないのですけれども、同一グループでボランティア活動をするることによってそのグループの中で自分を見詰め直す、自分たちの行動を考え直すというグループごとの部分があるかもしれないですし、逆に「たまたまボ

ランティアやってそれでよしとしておいたら不処分に終わるし。」みたいなところに走ってしまうということもあるかと思imasので、そういう意味では清掃活動のところ、どの単位で行っていくのかというのは一つの考える視点になるのかなと思います。

今御指摘がございました、同じグループ、確かに少年というのは集団で行動をします、集団で同じことをやって同じ失敗をしてまた同じことを繰り返してというのはありますので、そこをどのように扱ったらいいのかというのはあると思います。この点については調査官の方で何か考えていることはありますでしょうか。

清掃活動をする場合に基本的には私語厳禁というような形で実施しています。動機づけがきちんとされていけばそういったことはないかと思うのですが、表では真面目にやっているけれども、清掃活動が終わったら友達になったりとかというようなことがあっても困るので、そういったある程度の枠づけはしています。共犯少年が参加するというのもあるのですけれども、そういった場合はできればグループを分けて清掃活動をさせたりとかというような形をとっており、いいかげんな子が1人いるとそれが波及していく部分というのはものすごく大きいので配慮しながら実施している部分はあります。ただ逆に知っている子がすごく頑張っていると、それに引きずられて頑張るといった部分もあったりして、その見極めというのはすごく難しいと感じながら取り組んでいるところです。

まさにそのあたりの見極めを調査官の方をお願いしているというのが少年事件の流れになっております。先ほど御指摘のありましたとおり、なかなか家裁だけで問題を全て解決するというのは無理な話でして、審判をやっておりますと常にもうちょっとこういう点があればなどの思いをすることは多々ございます。

審判を行っているとき、これはもうちょっとこうあったらなというのはいろいろな場面で思うのですけれども、それがどういう形であればいいのかというのはなかなか難しいなと思います。ちょっと話がそれますけれども、教育的措置、清掃活動に関して先ほど御指摘がありましたように、その場だけちゃんとすればいいというような感じで掃除をしていた場合、なかなか

か見極めは難しいですが、そこにいた調査官が見たり、または、その感想文の内容を見た上でこれは家裁の教育的措置として十分であったという場合には、それで今の時点でできる再非行抑止のための手だては講じて再非行防止にある程度効果があるだろうということの不処分ないし不開始という決定にしますけれども、これでいけるかなと思ったんだけど十分に受けとめられてない、何で自分がこういうことに参加してというようなことが十分考えられてないとか、その場では真面目にやっていたようなんだけども端々のところで「これをやったら処分されなくて済む。」とか「ここでいい子にしてたらいいいんやろ。」というようなことが見られた場合には、やはりこれだけでは再非行の抑止としては不十分だということで、もう一度調査官からそのあたりを踏まえて意見をいただく。もともと清掃活動というのは参加して終わりではなくて、その感想文を出してもらって、その感想文を裁判官も読んで、彼、彼女が清掃活動に参加してどんなことを考えたかとか、そもそも何で自分は清掃活動に参加することになったのか、自分の受けとめだとか参加する前と参加した後でどういうふうに考えが変わったかとか、今回の経験を生かして今後どういうふうに生きていきたいとか、簡単なことでいうとポイ捨てをする人もいれば、拾う人もいる、あなたは迷惑をかける側に行きたいか、人の役に立つ人になりたいか、どちらかということも審判でも問いかけています。そういうことを聞いてみるだけでも、実際に体験した後だと「やっぱりいいことをしたほうが気持ちいいし、迷惑をかけるのはやっぱり嫌だからこれからは人の役に立つような人になりたい。」みたいな、表現としてはそんなに難しい表現では言わないですけど、自分の言葉で審判で話してもらい、そういうふうに気づけたのだったら清掃に行ってもらってよかったねというような形で、こちらから罰で掃除に行かせたのではなくて、いろんな人の行動を見るとか、自分が体験することによって自分のしたことを振り返ったり、自分のやった事の影響を考えてほしいということで行ってもらったから経験したこととか考えた事を忘れないようにして今後生かしてくださいねというようなことで、審判でもそれを題材にしていろいろとお話をします。そして、今後悪いことを今回の経験を生かしたらしめないと期待できる状態になったか

ら今回は処分はしませんよ，だけどそういうことだけで直らなかつたら次に悪い事をしたときにはもっと継続的に保護観察とかで指導を受けたり，少年院という施設に行って十分勉強してもらうことになりますから，今は自分の力である程度ちゃんとできるだろうというふうに期待できたから処分はしないということだから，ちゃんと自分のした事は考えてねというような形で伝え，清掃したから不処分にしてあげるということは絶対しないようにということはやっています。そういう形で審判につなげるように，清掃活動に行くということを調査官から動機づけをして，審判の全部を通じて教育的措置というものをやるようにしています。ただ，こういう形は，保護観察とか少年院とか施設に送致するまでの要保護性といえますかね，非行性も進んでないし家庭環境等に多かれ少なかれ問題があったりしてもそれほど問題が大きくない，審判でもこういうふうに清掃活動を題材にしているんな気づいたこととか感じたことを話して，それを再犯防止への動機づけ，方向性をつけられるようなお子さんばかりです。家庭環境のことになりますと，やはり子供さんの問題もありますけど，皆さんがおっしゃったように家庭が抱える問題というのはすごく大きいんです。少年に働き掛けて少年が何とかしようとしているけど親が変わらないときとか，そういう時には歯がゆくて，歯がゆくて仕方がないです。親に何とかもう少し子供さんの問題だとかを考えていただけないか，と思うところが正直ございます。

家庭裁判所というのは裁判所ですから法律に従って運営しているというのが原則なんですけれども，その合間といいますか，その法律的なところをもっとよりよく効果を生かさせるための教育的措置ということで，法律で割り切れない部分の活動というものがあるんじゃないかというような気はしております。今，申し上げたようないろんな家庭の問題，そういったことに加えて，じゃあ地域としてはどうなんだという観点もございまして，地域社会の力を利用したという点から今の教育的な措置ということを考えてどのようなことが言えるのか，あるいはこういうこともあるのではないかというような御意見をいただければと思います。

先ほど自尊感情のお話がありましたが，非常にデリケートな問題があっ

て、非行の原因が多岐にわたっていて、それを社会的にどう支えるかというときに、やはり家庭の問題、特に自尊感情については家庭の問題が多いというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、社会全体でそれを支えるということもある意味できるんじゃないかなと思うときがあります。例えば清掃活動をさせるとか掃除をさせると、言い方はよくないですけども、そういう部分だけではいつになっても受け身で、彼らにしてみたらやらされたという感情がどうしてもぬぐい切れないと思うんです。自分が大事にされてるといふか、もっと言えば、求められているというような部分の感情を積極的に持ってもらうということがとても大切じゃないかと思うんです。というのは、やったことによってありがたうと言われるだけでなく、自分じゃないとできなかつたんだと、あなたがいて助かりましたというような優越感ですかね、達成感みたいなものを持ってもらうと、より社会的な部分で心を開いてくれるんじゃないかと思うときがあるんです。例えば子供会が空き缶を集めていると、たくさん集まって、上に乗っけられないという場合、お兄さんがいてくれて、ぼんと乗っけたりすると、やっぱり大きいお兄ちゃんはすごいなと思ってくるわけですね。例えば、地域の清掃活動の中で、高い木のほうをパリパリ切る仕事をやっぱりお母さんたちはできないし、お父さんとかお兄ちゃんがやってくれたりするとやっぱりすごいなみたいな話になるわけですね。そういうふうなことでやっぱりお兄ちゃんてすごいなというふうに思われることで、すごく達成感を得られることというのはあると思います。だから単に一方的に受け身じゃなくて、一つ一つやった事に対して達成感とか充実感とか、そういう意味では、ある意味で自分の自尊感情が満足できるというか、こういうふうに大事にされることもあるんだな、自分が役立つことも、自分じゃないとできないことがあるんだなというような、そういう場を、地域社会の理解がないとなかなかできないのですが、積極的な部分を受け入れてそういう場を積極的に持ってもらう、あるいはそういう場に対して理解をするというようなことをやっていかないと、とてもじゃないけど家裁の方だけでは無理だし、ましてや一方的な部分では難しいので、そういうことによっていろんな方々の理解を得られるんじゃないかなと思います。

今おっしゃったことは本当に同感でございます。先ほどの清掃活動をするというのは何だか小中学校のころに悪いことをしたから雑巾がけをさせられたとか、そういうふうな感覚になりやすいと思いますし、実際にやってみましたら空き缶やたばこのポイ捨てをしなければこんなに汚れないのになという感覚すら持つてしまう。これを捨てた人は誰なんだろうというようなことになってしまうと、きれいになってうれしかったとか、よかったとかいう感覚もあるでしょうが、捨てなければこんなことにはならないんじゃないかというようなことすら考えてしまう。清掃活動だけではなくて、充実感とか満足感とかを得ようとする、他のいろんなメニューを用意する必要があるんじゃないかと。一つは物をつくるという製作活動によって満足感を得る、さっきおっしゃった小さな子供のためによいことをしてあげる、それによってお兄ちゃん、お姉ちゃんの間接的な感覚を自分で持つてもらおうとか、そういうふうな感じでその子たちに合うようなメニューを幾つか用意して、専門家の協力も得ながらいろんなメニューを用意して、この子だったら清掃活動だろう、この子だったら何かをつくることによって、手先が器用そうだからそういったものに一度チャレンジさせてみようとか、そういうふうなことで一回限りで終わるんじゃないかと、ある程度の期間を置いて、そういうふうなものを、メニューを用意するののも一つの方法ではないかと思われましたので付け加えさせていただきます。

今までのお話を受けてですけれども、比較的軽微な事件で特に処分もされずに社会に戻るとまた元の環境に戻ってしまっただけでなく、行き場のないところでまた非行にというふうなことが考えられますので、教育的措置ということ、地域社会とつながりを保ってほしいということをお考えであれば、全く切り離すのではなくて、社会に戻ってそういった場所に参加とかかわりができるような活動を考えてほうがいいのではないかと思います。お話にあったように清掃活動も大人であれば大事なこともかもしれないですけど、子供だとやはりお仕置きを受けているというふうなイメージでしかないと思いますし、その時は反省するかもしれませんが社会に戻ってからそんな場所に参加ということも余り考えられませんので、地域社会とのつながりという意味では社会に戻った後で参加できるような活動を考えられ

ばと思います。

広く言うと少年事件全部が教育的措置に向けられたものと言っていいようなものかなとは思いますが、とりわけ社会の力を活用してということと言うと、私個人では社会との接点、あるいはその力を利用した教育的措置が最も必要なのは、むしろ非行性の進んでいる少年なのかなというイメージを持っています。根深い問題を抱えている少年というのは環境的にも人間関係が余りよくない関係に固定化されていて、モデルになるような大人との接点がないだとか、社会との接点がない中で先ほどから出ていますが、自尊感情が持てないだとか充足感がないとか、そういうふうに結びついているところが大きいのかなと思います。むしろ根深い子こそ、社会との接点をこの少年審判というこの機会を捉えて体験させていくことが本当は大事なのかなと。そういう意味では先ほどお話しがあった対話型のケースとか、そういうのは非常に意欲的でもあり大変だったと思うのですが、すばらしい試みだと私は思っています。おそらく従来からの枠組で言いますと、そうしたことは試験観察中、特に補導委託ということで実際に長期間働くという中で力をつけていくということで実現していたところではないかなと思っておりまして、残念なのは付添人をやっておる弁護士などから見ますと、最近よく聞くのは補導委託という形での試験観察をお願いしても、なかなかやらしてもらえないことが多いというようなことをよく聞くところではあるので、そのあたりも充実していたきたいと思っているところです。今日のテーマでいくとむしろ非行の進んでいない子に対する教育的措置というところでありますので、非行の進んでいない少年がやっていることと言えば多分万引き、自転車盗、無免許運転、こういうものが多いですね。そういう少年たちが何でそういうことをやっているかという、やっぱり軽く考えてるのかなという気がします。根深い子はもうちょっと別の原因ですが、非行性が進んでないというのであれば軽く考えていてこれぐらいいいだろうと、1個ぐらい、100円ぐらいの物やからいいだろうと。自転車なんてみんなどっかで盗んだりとか、乗り捨てていたりするからいいやろというような軽い気持ちでやっているというところが大きいと思うので、決して小さい物でも軽

く考えていいものじゃないんだということをわかってもらうということが本来重要なことなのかなというような気がしています。そういう意味では単にビデオを見せられて終わりというよりは、何か奉仕的な活動をするということはとても重要な事ですし、先ほど調査官のお話もありましたけど、それをきっかけにして内省を深めるための材料にするという意味では非常に有効なものだと思うのです。私個人的には最初の御紹介にありました、商店主の方にお話しいただくといったようなこと、あるいは被害者の方の声を聞くということ、それが決して軽く考えていいことではないということを理解するためのプログラムというのがより効果的な部分もあるのかなと思っています。さらに参加型で何かできるとすれば、可能かどうかわかりませんが、それこそ補導委託などと同じように働いてみるというような体験をするというのもいいことなのかなと思っています。最近中学生なんかでも職業体験とかいって、コンビニとか会社に行って1日体験をするなんていうのをよくやられていると思います。商品を管理する、売るっていう立場に立ったときに、1個物がなくなるということがどういう意味を持つのかとか、そういうのを考えていただけるようなプログラム、そういうことを体験できるようなプログラムがあれば非常に有効なのかなと考えております。

今日御紹介いただきました地域住民との対話というのが大変参考になるやり方ではないかなと思いますし、一回実績があるのならばぜひ続けていかれたらとてもよいのではないかなと思いました。まだ非行性がさほど進んでいないということであるならば多分想像力の欠如なんですよ、思いやりというか想像力がなくて、乗りというのか、多少家庭にも問題はあるんでしょうけれども、皆でわぁーとやってしまったと。でも実はそれはそんな程度のことではないよっていうのは、幾ら後から調査官とか裁判官からお説教されたとしても生の声にかなうものはないだろうと思われれます。ですので、直接の被害者であれば一番いいのでしょうけれども、そうではなくても例えば万引きをした少年に対しては万引きをされたお店の御主人とかが一冊の本の万引きでどれくらい困るのかというような具体的な話を、御本人の口から聞くことによって自分のした罪の重さというのを実感でき

るのではないかなと思うのと。もう一つこのプログラムのすばらしいなと思ったところは、二回ちゃんと行っておられて、きちんと少年たちがどのように変わったかということ被害を受けた方が納得されているということです。不処分というふうな方向に仮に持って行くのであれば、被害者とか社会のほうが、その後裁判所には行ったけど何か知らない間にうやむやになったわ、ということでは感情的におさまらない。また悪いことをしている子を見たら社会的に排除するという方向に行くと思うのですが、そうではなくて、こういう子たちがちゃんとプログラムによって立ち直っているというものを見ることによって社会がそういう子供たちに対して寛容になっていくと思われます。これは本当に長い目で見たら大きなことで、社会が拒絶してしまったらその子は本当に行くところがなくなってしまふ。主には家庭に問題のある子たちが多いと思うので、家庭でも自尊感情を傷つけられ社会からもおまえは要らないと言われ、というのが本当にその子にとってつらい。そうなると立ち直るきっかけすらつかめなくなってしまふと思うので、早い段階で被害の大きさをきちんと認識し、そして一方で被害者の方とか周りの被害を受けた経験のある方もちゃんと教育によって子供たちは変わるんだという社会的寛容性を培っていただけるとてもよいプログラムではないかなと思いました。これは重要ではないかなと思ったのでぜひ二回、三回とやっていただけの範囲で、できましたらそれに保護者が何らかの形でかかわって、我が子のした事というのは自分自身も振り返るということで認識してもらえたらなという思ったところです。

地域住民との対話というのは少年がたくさんの住民に囲まれて自分のしたことを話すというので重いかなと感じております。清掃活動をした後で感想文が信じられないというわけではないんですけど、感想文じゃなくて地域住民の方と話し合いをすればもう少しいいんじゃないかなと思っております。地域住民の方と清掃してどうだった、あるいは君よくやってたねみたいな、そんな話し合いがあればいいなと思いました。それと罰則的なところもあるとおっしゃるんですけども、調査官の労力はあるとしましても、ごみが減ることですし、費用もかかってないというところでいい活動だな、うまくいけばいいなと思っておりますし、それには今後の効果と

いいですか、その積み重ね、その効果を出して示していかないといけないなと思いました。

京都府と連携という形でお話をいただいているところですが、昨年度、取組をした時に他府県ではなかなか家裁裁判所と行政とがこういう形で一緒になってやろうというのがないということで、全国的にも先駆的にとりあえずやり始めましょうと。京都府内の非行が非常に多い、再犯率が非常に高いところの中でやり始めていこうという形で取り組んできたという経過がありまして、今の地域のという御意見の部分は、私は京都府の職員としてそうだなという形で聞かせていただきました。なかなか地域の中で受け入れてくださる団体が少ないのが現実かなと思っております。非行そのものが本当に程度が軽いといっても、家庭裁判所のほうに審判をお願いしなきゃいけない非行というのは、一定程度、非行性が進行している、初犯ではない子供たちかなと思ってますので、そういう意味では地域の中でどうやって受け入れていただくか、地域の中のどの部分を活用させていただけるかというのが非常に難しいのかなと感じております。そういう意味では確かに罰則的なイメージがあるとおっしゃっていた清掃活動ですけども、1時間2時間の間できれいになったという達成感が目の前に見える、視覚的に訴えることができるし、割とどの地域でもやってる活動である。それから年齢層が小さいお子さんから高齢者の方々まで、幅広い方がそれにかかわってらっしゃるという意味からして、非行少年そのものが社会性を身につけられる。ある程度縛りをかけているとおっしゃってましたけれども、いろんな人とかかわるということも大きな要素なのかなと思っております。ただ、教育的措置というのは審判が出るまでの考え方の部分ですので、先ほどいろんな委員の方のお話がありましたように、これを次のところにどのようにつなげていくかというのが再犯を防ぐための一番大きなポイントなのかなと思ってまして、地域社会の力を活用というのは次のところにどうやってつなげるかというのを考えていかなきゃいけないと思っています。

今日は裁判所におきまして、これから先参考にさせていただきたい御意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。それでは、

これをもちまして本日の京都家庭裁判所委員会を終了とさせていただきます。